

八尾市国民保護計画の変更について（概要）

1 計画の目的と概要

平成16年6月、国は武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にすることを目的とした「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)」を制定し、地方公共団体に国民保護計画の策定について総合的な責務を規定しました。

これに基づき本市では、平成19年1月に八尾市国民保護計画を作成し、有事(武力攻撃事態)や万一の大規模なテロ(緊急対処事態)が発生した場合に、住民等の生命・身体及び財産を保護し、国民保護措置の実施体制や住民の避難・避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処を的確かつ迅速に実施できるよう備えております。

2 変更の理由

国民保護法第35条において、市町村国民保護計画は、都道府県の国民保護計画に基づき作成しなければならないと規定されており、同計画との整合性を図るよう努めなければならないとされています。今回、前回(平成29年)の変更から、基本指針、府計画及び関係法令等の改正等に伴い、それらと整合性を図るとともに、本市の組織改編による変更、統計関係数値の更新など、所要の事項も併せて変更を行います。

3 主な変更内容

(1) 大阪府国民保護計画の変更に伴う変更

変更項目	変更内容	掲載頁(新旧対照表)
弾道ミサイル飛来時の避難行動の住民への周知	全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動等に関する記述の追加	19ページ
武力攻撃事態等に特有な訓練の実施	「武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める」を追加	49～50ページ
避難施設の指定	「住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握」を追加	51ページ

(2) 市独自の文言変更や機構改革に伴う変更

変更項目	変更内容	掲載頁(新旧対照表)
安否情報システムでの連携	大阪府への報告を「電子メールで送信すること」から「安否情報システム内で府・国と連携すること」へ変更	20～21ページ
中核市移行に伴う保健所設置	平成30年4月に中核市へ移行したことに伴い、権限移譲が行われたため、保健所による防疫活動や食品衛生監視活動を追加	21～23ページ

機構改革に伴う市対策本部の組織体制等の変更	地域防災計画における事務分掌の国民保護措置への準用適用	25～48ページ
大阪広域水道企業団への水道事業にかかる統合	地域防災計画における事務分掌の国民保護措置への準用適用及び給水活動等の文言について変更	1ページ 13～15ページ 20ページ 23ページ 25ページ 41～42ページ 52ページ

(3) 統計数値等の変更

変更項目	変更内容	掲載頁(新旧対照表)
統計数値等の変更	常住人口を令和6年11月末時点に変更 等	3～12ページ

4 計画変更日

令和7年4月